



令和6年4月

ハピネス通信

第089号

日本の春の風物詩である「お花見」に行きました。
きれいな桜の木の下で散歩したり、食事したり、
寝転んだりなど、皆で楽しく過ごしました。



今年は桜の開花が遅れ、7年ぶりの「入学式と満開の桜」になりました。春の嵐もありましたが、まだ頑張って咲き誇っています。私も車の車窓からお花見を楽しんでいます。皆で楽しいお花見ができると良いですね！

さて、4月といえば法律改正の時期です。この4月1日からは「改正 障害者差別解消法」が施行されます。主に行政対象だったこの法律が、全国の中小企業や個人事業主も該当するようになります。

といっても、どんな法改正なのか分かりづらいと思いますが、この法律は障害を持つ人たちが、日常生活や社会生活を送る上での機会の平等を保障する法律＝差別を禁止する法律です。「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めており、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指すものです。例えば、飲食店を運営しているとして、車椅子の方が「食事をしたい」と来店されたとします。その時に、お店側が、

「今、お昼時なので…申し訳ありません」

などと、入店を断ってはならないという主旨の法律なのです。

(例は改正内容の一部です)

これまで行政は、この法律に沿って行動を求められていたのですが、この4月からは、企業や事業主も含まれるようになりました。「知らなかった…」とならないようにきちんと障害を持つ人たちと向き合って建設的対話でコミュニケーションを取って、やれることを一緒に見出していくことが大切だと思います。



5月行事予定・連絡等

【 日中活動 】

● 各階ごとに活動中。

【 5月行事予定 】

- 千葉県身体障害者スポーツ大会
- 車いすダンス(ボランティア)
- 端午の節句メニュー

【 理美容サービス予定 】

- アラモード 5月13日(月)
- 髪人 5月21日(火)

